

白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱

令和3年6月25日要綱第17号

改正

令和4年3月31日要綱第113号

令和6年3月29日要綱第90号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域が抱える課題の解決を図り、商店街の活性化、地域コミュニティの再生及び賑わい創出につなげるため、中心市街地の空き店舗及び空き家(以下「空き店舗等」という。)を活用し、地域交流拠点の設置、新規出店、IT関連事業所の開設及び事業の承継に必要な費用の一部を補助する白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内で交付することについて、白河市補助金等交付規則(平成17年白河市規則第39号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 第4期白河市中心市街地活性化基本計画で定める区域をいう。
- (2) 空き店舗 過去に営業していた実績のある店舗、店舗併用住宅、事務所及び倉庫で、補助金交付申請時において概ね3月以上営業が行われていないものをいう。
- (3) 空き家 過去に住居として使用されていた一戸建ての専用住宅で、補助金交付申請時において概ね3月以上住居として使用されていないものをいう。
- (4) 所有者 登記事項証明書に所有者として記載されている者をいい、未登記の空き店舗等にあつては固定資産課税台帳に登録されている者をいう。
- (5) 商店街団体 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2条第1項に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第1号に規定する事業協同組合及び任意商店街(規約

等に代表の定めがあり、財産の管理等を適切に行うことができるものに限る。)をいう。

(6) 中小企業者 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社及び中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

(7) まちづくり団体 まちづくり会社、特定非営利活動法人、社会福祉法人、一般社団法人及び一般財団法人で、地域の活性化に取り組むものをいう。

(8) 事業者 空き店舗等の所有者又は賃借人で、自ら事業を行う商店街団体、中小企業者、まちづくり団体及び個人事業主をいう。

（補助対象区域）

第3条 補助金の交付の対象となる区域（以下「対象区域」という。）は、中心市街地とする。

（補助対象物件）

第4条 補助金の交付の対象となる物件は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす空き店舗等とする。

(1) 対象区域において、原則として、道路に面した空き店舗等の1階に位置していること。2階以上の空き店舗等については、1階部分を含めた複数の階を一体的に使用するものであること。

(2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗でないこと。

(3) 過去に国、県、市その他公的機関から同様の補助金等の交付を受けたことにより、改装について制限を受けている空き店舗等でないこと。

（補助対象事業者）

第5条 補助金の交付の対象となる事業者は、別表第1に定める者で、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 補助金の交付を受けた後、原則として3年以上事業を継続することができること。

(2) 空き店舗等を改装する場合、所有者の同意を得ていること。

(3) 市区町村民税の滞納がないこと。

(4) 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第10条

の社会的非難関係者に規定する暴力団員等でないこと。

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(補助対象事業等)

第6条 補助金の交付の対象となる事業、業種、補助額及び補助率は、別表第1のとおりとし、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) フランチャイズチェーン事業、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業でないこと。

(2) 原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業すること。

(3) 資格又は許認可が必要な場合は、開業日又は定められた期日までに当該資格を取得し、又は許認可を受ける見込みがあること。

(4) 改装する場合は、白河市景観計画に基づく景観形成基準、白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）その他の関係法令等に適合していること。

(5) 対象区域内の移転又は支店でないこと。

(6) 市の広報に協力すること。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第2のとおりとし、交付決定日からその日の属する当該年度末までに要した経費とする。

(補助金の交付申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する補助金等交付申請書は、補助金交付申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（第2号様式）によるものとし、同条第2号に規定する収支予算書は、収支予算書（第3号様式）によるものとする。

3 規則第5条第1項第3号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 誓約書（第4号様式）

(2) 空き店舗等の位置図及び平面図

- (3) 空き店舗等の現況が分かる写真等（内観及び外観）
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (5) 空き店舗等に係る登記事項証明書（発行日が3月以内のもの）又は固定資産税納税通知証明書等の写し（未登記の場合）
- (6) 空き店舗等が賃貸借物権の場合は、空き店舗等の賃貸条件が分かる書類又は賃貸借契約書（案）の写し
- (7) 税の滞納がないことを証明する書類
- (8) 事業者が法人の場合は、登記事項証明書、法人要覧、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等
- (9) 事業者が団体の場合は、団体の事業概要、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等

（補助金の交付決定）

第9条 規則第6条の規定による交付決定にあたっては、別に定める審査会の結果に基づき交付決定を行うものとする。

- 2 規則第8条に規定する補助金等決定通知書は、補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（補助金の交付条件）

第10条 規則第7条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更は、経費の配分の変更のうち、補助金額に変更がなく、20%以内の変更をする場合とする。

- 2 規則第7条第2項に規定する補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第6号様式）によるものとする。

- 3 市長は前項の規定による承認を行う場合は、補助事業変更（中止・廃止）承認通知書（第7号様式）により、事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書は、補助金請求書（概算払・精算払）（第8号様式）によるものとする。

（実績報告）

第12条 規則第16条に規定する補助事業等実績報告書は、補助事業実績報告書（第9号様式）によるものとする。

- 2 規則第16条第1号に規定する収支決算書は、同号の規定にかかわらず収

支決算書（第10号様式）によるものとする。

3 規則第16条第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 補助対象経費に係る契約書、請求書又は領収書の写し
- (3) 改装した場合は、改装前後の写真
- (4) その他事業内容が分かる資料

（補助金の額の確定）

第13条 規則第17条に規定する補助金等確定通知書は、同条の規定にかかわらず補助金確定通知書（第12号様式）によるものとする。

（補助金の返還）

第14条 規則第21条第1項に規定する期限は、当該命令のなされた日から14日以内とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額）

第15条 事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付申請にあたり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 事業者は、規則第16条に規定する実績報告を行うにあたり、補助金に係る消費税等仕入控除額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除額を減額して報告しなければならない。

3 事業者は、事業が完了した後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除額の確定に伴う報告書（第13号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により報告書が提出された場合は、当該消費税等仕入控除額の全額又は一部の返還を命じることができる。

（財産の管理）

第16条 事業者は、事業が完了した後も財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第17条 この要綱による補助金の交付を受けて取得した取得価格50万円以上の機械器具、設備等及び取得後5年を経過していない50万円未満の機械器具、設備等は、規則第24条第1項各号に規定する財産とする。

2 規則第24条第1項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1によるものとする。ただし、前項に規定する取得後5年を経過していない50万円未満の機械器具、設備等については、この限りではない。

3 事業者は、やむを得ず第1項に規定する財産を前項の期間が経過する前に処分しようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書（第14号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

4 事業者は、前項の承認を受け財産を処分したことにより収入が発生したときは、その全部又は一部を市に納付するものとする。

(実施状況報告)

第18条 事業者は、補助金の交付を受けた日の属する年度から3年間、事業の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備するとともに、毎年5月末日までに補助事業実施状況報告書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年6月25日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に補助金の交付の決定を受けた者については、同日後もなおその効力を有する。

(白河市中心市街地賑わい集積促進事業補助金交付要綱の廃止)

3 白河市中心市街地賑わい集積促進事業補助金交付要綱（平成26年白河市告示第91号）は、廃止する。

（経過措置）

4 廃止前の白河市中心市街地賑わい集積促進事業補助金交付要綱の規定により補助金の交付の決定を受けた者については、廃止後もなおその効力を有する。

附 則（令和4年3月31日要綱第113号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日要綱第90号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 補助対象事業等（第5条・第6条関係）

1 リノベーション改修支援

事業	商店街の活性化及び地域コミュニティの再生につながる複合的な交流拠点を開設するための事業
事業者	商店街団体、中小企業者（個人を除く。）、まちづくり団体
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、情報通信業、不動産業、教育・学習支援業等
補助額	上限額500万円
補助率	1/2（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号）第12条第1項の規定により指定された白河市指定歴史的風致形成建造物の場合は2/3）

2 まちなかチャレンジ支援

事業	商店街の活性化及び地域の賑わい創出につながる店舗（会員制、完全予約制、事務用途等、不特定多数の一般客の利用を見込まない店舗を除く。）を開設するための事業
事業者	中小企業者
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、情報通信業、専門・技術サービス業等
補助額	上限額200万円
補助率	2/3

3 事業承継支援

事業	既存の事業所の事業を親族又は第三者が承継するための支援
事業者	中小企業者
業種	小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業等
補助額	上限額200万円

補助率	2 / 3
-----	-------

備考

- 1 算出した補助額に1,000円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。
- 2 建物賃借料に係る補助額は月額家賃に補助率を乗じて算出した額と5万円のいずれか少ない額に月数を乗じた額を上限とする。

別表第2 補助対象経費（第7条関係）

改 装 費	内外装工事、設備工事、サイン工事、設計費、資材購入費 ※建物と一体的でない備品及び厨房設備は対象外とする。
広告宣伝費	Web広告、ホームページ作成費、チラシ作成・印刷費、ロゴデザイン費等 ※各広告宣伝につき1回を対象とする。
建物賃借料	建物賃借料 ※所有者が事業者と同一人である場合、事業者の配偶者である場合又は事業者と2親等以内の血族若しくは姻族の場合は対象外とする。
使 用 料	インターネット接続費、プロバイダー、レンタルサーバー、ソフトウェアライセンス、事務機器等リース料

第1号様式（第8条関係）

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助金交付申請書

白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、補助金の交付を申請します。

記

- | | | | | | |
|---|----------|---|---|---------|---|
| 1 | 補助対象事業費 | | | | 円 |
| 2 | 補助金交付申請額 | | | | 円 |
| 3 | 補助事業期間 | 年 | 月 | 日着手 | |
| | | 年 | 月 | 日完了（予定） | |

【添付書類】

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 誓約書（第4号様式）
- (4) 空き店舗等の位置図及び平面図
- (5) 空き店舗等の現況が分かる写真等（内観及び外観）
- (6) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (7) 空き店舗等に係る登記事項証明書（発行日が3月以内のもの）又は未登記の場合は固定資産税納税通知証明書等の写し
- (8) 空き店舗等の賃貸条件が分かる書類又は賃貸借契約書（案）の写し（賃貸借物件の場合）
- (9) 税の滞納がないことを証明する書類
- (10) 法人の場合は、登記事項証明書、法人要覧、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等
- (11) 団体の場合は、団体の事業概要、定款、規約、役員名簿、直近の決算書等

第2号様式（第8条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

法人・団体名	(ふりがな)		
	(年 月 設立)		
代表者 氏名	(ふりがな)		
所在地 (現住所)	〒 —		
代表者 生年月日	年	月	日生 (満 歳)
主な経歴 ※個人事業主	年	月	
	年	月	
	年	月	
連絡先	電話・携帯 メール (担当者氏名)		

2 空き店舗等の情報

所在地	白河市		
建築物の形態 (直前の用途)	<input type="checkbox"/> 空き店舗 () <input type="checkbox"/> 空き家		
所有者	住所 氏名 事業者との関係 ()		
構造	木造・鉄筋コンクリート (RC造)・その他 () 階建		
面積	m ² (坪)	家賃等 (月額)	家賃 円 共益費 円 駐車場 円
未使用期間	年 月 ~ 年 月 (年 か月)		
不動産仲介業者	<input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無		

3 事業の概要

事業区分	<input type="checkbox"/> リノベーション改修支援 <input type="checkbox"/> まちなかチャレンジ支援 <input type="checkbox"/> 事業承継支援
店舗名 (事務所名)	

主な業種	<input type="checkbox"/> 小売業 <input type="checkbox"/> 飲食サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業 <input type="checkbox"/> 娯楽業 <input type="checkbox"/> 情報通信業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> 教育、学習支援業 <input type="checkbox"/> 専門・技術サービス業 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※日本標準産業分類による		
開業予定日	年 月 日		
営業日	<input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 火 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 木 <input type="checkbox"/> 金 <input type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> 祝日	営業時間	午前・午後 時 ~ 午前・午後 時
開業の動機			
事業内容	(コンセプト、商品・サービス)		
ターゲット客層		取引先 仕入先	
地域の現状把握	(地域の課題を踏まえたセールスポイント)		
事業の実現性・継続性	(事業の発展性・将来の展望)		
事業の効果	(商店街や周辺施設への波及効果)		
地域との連携	(商店街や地域住民、他団体との連携)		
従業員数(予定)	(内訳) 常勤役員 人 (うち兼務 人) 人 従業員 人 (うち家族 人) パート・アルバイト 人		
事業に必要な資格・許認可	名称： <input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 取得予定 (年 月) 名称： <input type="checkbox"/> 取得済 <input type="checkbox"/> 取得予定 (年 月)		

4 必要な資金と調達方法（補助対象期間に限る。）

（単位：円）

必要な資金		金額	調達方法	金額
設備資金			自己資金	
			借入金 ()	
			市補助金	
運転資金			その他 ()	
合計			合計	

2 収支計画（月平均）

（単位：円）

	初年度 (年月～年月)	3年後 (年月～年月)	積算根拠
従業員数	人 (うちパート・アルバイト人)	人 (うちパート・アルバイト人)	
売上高①			
売上原価②			
売上総利益③ (①－②)			
販売管理費④			
人件費			
家賃			
支払利息			
広報費			
減価償却費			
その他			
営業利益(③－④)			
来客数	人	人	

第3号様式（第8条関係）

収支予算書

1 収入

（単位：円）

科目	予算額	積算根拠
自己資金		
借入金（ ）		
市補助		
その他（ ）		
合計		

2 支出

（単位：円）

科目		予算額	積算根拠	
補助対象	改装費	内装工事		
		外装工事		
		設備工事		
		サイン工事		
		設計費		
		資材購入費		
	広告宣伝費			
	建物賃借料			
	使用料			
	小計			
	補助対象外			
		小計		
合計				

第4号様式（第8条関係）

白河市長

誓約書

白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金の交付を申請するにあたり、下記事項について誓約します。

記

- 過去に国、県、市その他公的機関から同様の補助金等の交付を受けたことにより、改装について制限を受けている空き店舗等ではありません。
- 補助終了後、原則として3年以上事業を継続します。
- 空き店舗等の改装について所有者の同意を得ています。
- 市区町村民税の滞納はありません。
- 白河市暴力団排除条例（平成24年白河市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第10条の社会的非難関係者に規定する暴力団員等ではありません。
- 宗教活動又は政治活動を主たる目的として事業を実施するものではありません。
- フランチャイズチェーン事業、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条第1項に規定する連鎖販売業又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業ではありません。
- 原則として1日4時間以上かつ週4日以上営業します。
- 資格又は許認可が必要な場合は、開業日又は定められた期日までに当該資格等を取得します。
- 改装する場合は、白河市景観計画に基づく景観形成基準、白河市屋外広告物等に関する条例（平成27年白河市条例第54号）その他の関係法令等に適合するものとします。
- 対象区域内の移転又は支店ではありません。
- 市のSNSや広報紙等への取材（写真の掲載等）に協力します。

年 月 日

住 所
申請者 事業所名
代表者名

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、交付（不交付）決定したので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助事業（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、下記の理由により事業内容を変更（中止・廃止）したいので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更（中止・廃止）年月日
- 3 変更内容

項 目	変更前	変更後

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請について、下記のとおり承認（不承認）したので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額
- 2 変更交付決定額
- 3 変更内容

項目	変更前	変更後

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助金請求書（概算払・精算払）

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により請求します。

記

1 請求額

交付決定通知額①	円
既交付額②	円
今回交付請求額③	円
未交付額 (① - (② + ③))	円

2 振込先口座

金融機関名	銀行 信用金庫 組合	本店 支店・支所 出張所
預金種別	1 普通 2 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助事業実績報告書

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金の事業が完了したので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により報告します。

記

- | | | | | | |
|---|--|---|---|-----|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | | | | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | | | | 円 |
| 3 | 補助事業期間 | 年 | 月 | 日着手 | |
| | | 年 | 月 | 日完了 | |
| 4 | 事業所開設年月日 | 年 | 月 | 日 | |
| 5 | 消費税等仕入控除額の取扱い | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 課税事業者ではない | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除額を減額して交付申請を行った。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 実績報告時に消費税等仕入控除額が確定したので、決算額から消費税等仕入控除額を減額した。 | | | | |
| | <input type="checkbox"/> 消費税等仕入控除額が確定していないので、決算額から当該補助金に係る消費税等仕入控除額は減額していない。 | | | | |

【添付書類】

- (1) 収支決算書（第10号様式）
- (2) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 補助対象経費に係る契約書、請求書又は領収書の写し
- (3) 改装した場合は、改装前後の写真
- (4) その他事業内容が分かる資料（チラシ、ホームページの写し等）

第10号様式（第12条関係）

収支決算書

1 収入

（単位：円）

科目	決算額	積算根拠
自己資金		
借入金（ ）		
市補助		
その他（ ）		
合計		

2 支出

（単位：円）

科目		決算額	積算根拠
補助対象	改装費	内装工事	
		外装工事	
		設備工事	
		サイン工事	
		設計費	
		資材購入費	
	広告宣伝費		
	建物賃借料		
	使用料		
	小計		
補助対象外			
	小計		
合計			

第12号様式（第13条関係）

年 月 日

様

白河市長



補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、審査を行った結果、適当であると認められますので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第13条の規定によりその額を通知します。

記

補助金確定額

円

第13号様式（第15条関係）

年 月 日

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

消費税等仕入控除額の確定に伴う報告書

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第15条第3項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金額
- 2 補助金の額の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4 補助金返還相当額（3－2）

（注）積算の内訳を添付すること。

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

取得財産処分承認申請書

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金により取得した財産を下記のとおり処分したいので、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により申請します。

記

- 1 事業区分
 - リノベーション改修支援
 - まちなかチャレンジ支援
 - 事業承継支援
- 2 品目
- 3 取得価格及び時価
- 4 取得年月日
- 5 処分の理由
- 6 処分の方法
- 7 処分予定価格

白河市長

住 所
申請者 事業所名
代表者名

補助事業実施状況報告書

年 月 日付け白河市指令第 号で交付決定を受けた白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金について、白河市まちなかチャレンジ応援事業補助金交付要綱第18条の規定により下記のとおり実施状況を報告します。

記

1 事業区分

- リノベーション改修支援
- まちなかチャレンジ支援
- 事業承継支援

2 事業所の名称及び所在地

名 称

所在地 白河市

3 実施した事業の概要

- (1) 実施内容及び効果
- (2) 従業員数 人

4 決算状況報告書

期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(単位：円)

項目	1年目	2年目	3年目
売上高①			
売上原価②			
売上総利益③(①-②)			
販売管理費④			
営業利益⑤(③-④)			
来客数			

※当該期間の決算書の写し等を添付すること。